

# 文教厚生委員会 会議録

=====  
日 時 平成30年6月20日（水曜日）  
午後1時30分開会、午後3時28分閉会  
場 所 第2委員会室

---

## 日 程

- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項  
(1) 条例(案)について  
(2) 施行規則(案)について  
(3) その他
  - 4 閉 会
- 

## 出席委員（7名）

委員長	柳澤	明
副委員長	下村	壽郎
委 員	福田	一夫
委 員	荒井	武
委 員	鈴木	一彦
委 員	塚原	圭二
委 員	井上	圭一

---

## 欠席委員（2名）

委 員	松本	茂男
委 員	折本	明

---

## 説明のため出席した者（6名）

保健福祉部長	川村	正明
市民生活部長	小松澤	文雄
建設部長	柴沼	正弘
健康増進課長	塚本	浩幸
環境衛生課長	五来	顕
公園街路課長	岡田	良一

---

事務局職員出席者（1名）

係長 宮崎 清司

---

傍聴者（0名）

---

○柳澤委員長 ただ今から第3回目のたばこに関する条例の執行部と文教厚生委員会との勉強会を開催いたします。会議に先立ちまして資料の確認ですが。

○宮崎事務局係長 本日お配りしている資料でございます。まず初めに条例名称と書いてあるものがございます。委員長の方から条例の素案をいただいたものでございます。次に路上（屋外）における喫煙による迷惑防止のための分煙化条例の施行規則、こちらでも委員長の方からいただいたものでございます。カラーコピーの改正健康増進法の構造というものがございます。また、前回荒井委員から神立駅整備事業の設計図が欲しいということでございましたので用意させていただきました。以上でございます。

○柳澤委員長 資料は揃っていますね。事前に条例案と改正健康増進法の構造のカラーコピーをお配りしておりまして、一通り目を通していただいているものとしてその上で勉強会を進めていただきたいと思います。スケジュール案の一部変更を事務局とすりあわせをしていたのですが、当初のスケジュール案①②とありまして、①案に従って進めていく方向でいたのですが一部変更になりました。今口頭ですりあわせをただけなので後日訂正したものをお配りいたします。内容としては、9月の定例会に議運及び全協にこの条例案を諮っていききたい。そこでやらないと間に合わないの、そのために7月いっぱいぐらいにはこの条例案を決していききたい。条例施行規則この紙には案とは入れていないのですが、この案を作成していききたいと思います。ある程度勉強会で詰めていった条例案、条例及び施行規則案を法令審査会。正式名称は何だっけ？

○宮崎事務局係長 法令審査会は関係ないですけれど法令審査員の方にチェックをしていただくこととなります。

○柳澤委員長 法令審査員にチェックをしてもらい、この内容でいいのか条文の構成とか施行規則の構成とか事前に見ていただいて、いいとなれば議会に諮ってまず議会からの意見をちょうだいして、いくつか意見が出るということが想定されますので、さらに協議を進めていっていただいて、その後の流れはそんなに大きく変わってはいきません。条例案のスケジュール①案には6月、7月、8月と5月の素案作成は空欄になっていまして、そこにそういう作業をはめていききたいと思います。ではまず、この条例案をひと通り皆さんでおさらいをし、色々問題点をチェックしていききたい。すでに目を通していただいているということで内容はそれぞれお分かりだと思います。そんなに長い条例ではないので事務局から朗読をしてもらいます。皆さん一行ずつ追って行って下さい。

○宮崎事務局係長 （1案）土浦市たばこ条例、（2案）路上（屋外）における喫煙による迷惑防止のための分煙化条例

「目的」

第1条 この条例は路上（屋外）での喫煙による第三者への迷惑防止・危険防止について、市、喫煙者、事業者の責務を明確にし、快適な歩行空間・地域環境の形成を図ることを目的とする。

「定義」

第2条 この条例において、「路上（屋外）喫煙」とは、指定された道路、駅前広場、及び不特定多数が利用する施設周辺で、「たばこを吸う」ことを指す。

#### 「市の責務」

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、指定区域内での喫煙施設の設置等、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

#### 「喫煙者の責務」

第4条 喫煙者は地域社会の一員として、市が実施する「路上（屋外）喫煙」による第三者への迷惑防止・危険防止に関する施策に協力しなければならない。

2項 喫煙者は、本条例により指定された区域内では、市が定めた喫煙場所以外で喫煙をしてはならない。

3項 喫煙者は、マナーを自覚し、指定された場所意外においても歩行中の喫煙（自転車での移動中も含む）をしないようつとめなければならない。

#### 「事業者の責務」

第5条 事業者は、「路上（屋外）喫煙」による迷惑等の防止に関する施策の重要性を認識し、市と連携して関連施策の実施に努めなければならない。

#### 「禁止区域の指定等」

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、特別な措置を講ずる必要があると認める区域を、「路上（屋外）喫煙禁止区域」（以下「禁止区域」という）として指定することができる。

2項 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定により指定した禁止区域の区域の変更、又は解除することができる。

3項 市長は、第1項の規定により禁止区域を指定し、又は指定区域の変更及び解除する時は、市規則で定める事項を告知し、その周知を図らなければならない。

#### 「指導及び命令」

第7条 市長は、前条の規定に違反した者に対して、必要な指導をすることができる。

2項 市長は、前項の規定による指導に従わない者に対して、必要な措置を命ずることができる。

#### 「過料」

第8条 前条第2項の規定による命令に違反した者は、〇万円以下の過料に処する。

#### 「委任」

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

#### 「付則」

この条例は 〇年9月1日から施行する。

以上でございます。

○柳澤委員長 皆さんからご意見が出る前に、必ず出るだろうと想定していたのがあるのですが、加熱式たばこ、電子たばこ、これの扱いはどうするのか。これを条例案の中には入れていないんです。ですからそういう話はでるであろうと想定しています。その辺も含めまして加熱式たばこ、実際国の方でもこの扱いをどうするかはつきり決めかねているというような所があるようで、例えば改正健康増進法の構造のカラーコピーで1ページを見ましても、右半分の真ん中、当面の間の措置として加熱式たばこは原則屋内

禁煙とあり、※2下に注意書きがありますけど、たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。というコメントがあります。厚労省でこの加熱式たばこ及び電子たばこについて結論が出ていない、ということだそうです。国の方でも決めかねているとはいっても、我が方でやっていることは屋内ではなくて屋外ですから、そんなことを加味してこの条例の中でどういうふうに加熱式たばこを謳っていくのか、取り扱っていくのか、または触らなくてもいいのか、触らなくてもいいということはないだろうけど、加熱式たばこはこの条例では規定しないので、どこでも吸える、吸っていいということになるのはまずいだろうし、このことも含めて皆さんのご意見をちょうだいしたいというふうに思います。執行部の方からまず市民生活部から聞くと健康になっちゃうから・・・はいどうぞ。

○川村保健福祉部長 条例化するとなるとこのような条例になるのかと思いますが、ただそうなると所管が変わってしまうのかなという気がするのですが、その辺はどう・・・

○柳澤委員長 当初は受動喫煙による健康被害ということで入っていった話なのですが、屋外では健康被害ということを重要視することはないだろうと、それよりは喫煙者が安心して吸える、そういう場所をきちんと作ることが大事だろうというスタンスなんです。決してたばこを吸えと奨励しているものではないですけども、嫌煙権があれば一方で喫煙権がある。これはあってしかりというふうに私は考えています。ただ問題はそのことによって第三者に多大な迷惑を及ぼしてはいけない。これは絶対に避けては通れない。そのためにはどうするか、ではきちんとした喫煙設備を設けて分煙化を図りましょう。そういう趣旨なんです。ですからあえて健康被害ということはこの条文には謳っていない。ですから当然そうなると文教厚生委員会から他の委員会にするかというのはそれはそれで大いに結構なことです。最終的には土浦市議会全体として提出議案というふうにして条例が制定されればいだろう、というふうに私個人としては思っております。ですから所管が変わるといって声が出てくれば違う所で、ということになっていくかと思えます。それは9月の定例会中に全協で諮ります。その時に議会の意見と我々文教厚生委員の意見を聞きながら調整をしていけばいいんじゃないかというふうに思います。執行部の方は変わらないね。所管の委員会が変わる可能性がある。私自身はそう思っています。他の委員の皆さんはどのようにお考えですか。所管の委員会、条文についてでもいいです。

○鈴木委員 今の議論の焦点がどこにあるかなんだけど、電子たばこについてまず話し合うんですか。それとも条例全体について・・・

○柳澤委員長 どこでもいいです。ただ電子たばこが入っていないから色々な意見が想定されます。前もって入れてありませんよという説明だけであって、それも含めて色々な話を出して下さい。

○鈴木委員 今は勉強会だからいいけど条例の取り扱い方を、最終的に文教厚生委員会から議長に申し入れて議長が議運に諮って全協に諮るという流れでしょ。

○柳澤委員長 そうですね。

○鈴木委員 それをどのタイミングでやるか。

○柳澤委員長 これは9月の定例会に改めて全協を開催という構えはしておりませんので、9月の定例会の時の議運及び全協これに焦点を合わせていきたい、というふうに考えておまして、そのためには8月中に法令審査員の意見を聞いて、前段で、もし、この勉強会でこの条例の内容でいいんじゃないかという方向に決まった。またはこちらを修正する、どんな形でもいいから落ち着けば土浦市のルールとして通っていいのか、いけないのかその辺のチェックをしていく。条文として問題ない、内容は置いておいてそういうことであれば9月の定例会中の議運、全協に諮ってその内容について文教と始まったけど、方向性が変わってきたのでどうしましょうかというふうにそこで諮り、議会の総意として決まればそれでいいんだらうというふうに考えていますが。

○鈴木委員 条例の名称もきちんと作って条文として完成させたものを議運に出すということ？

○柳澤委員長 完成というのは？

○鈴木委員 完成というのは100%じゃないけれども。

○柳澤委員長 100%じゃなくて。

○鈴木委員 この中で確定したものを出す。

○柳澤委員長 要するにこういう構造で条例化出来るのかどうかそういう話ですね。内容は健康を謳うとか加熱式たばこを入れるとか、今後色々な意見が出てくると思うんですけど、そういう1個1個の内容は置いておいて、こういう条文の構造で・・・

○鈴木委員 原案？

○柳澤委員長 土浦市の条例としてやっていけるのかどうかということですね。内容は後から訂正しても大いに構わない。今の取り扱いは9月定例会中で議運、全協に諮るというふうに考えています。

○鈴木委員 意見が中だけの話になって悪いけれども、この動きを文教厚生委員会でやっていますよということを、口頭で議長に伝えてありますか。

○柳澤委員長 議長にはまだ伝えてはいない。

○鈴木委員 どこかのタイミングで早めに伝えておかないと。

○柳澤委員長 逆に議長の方から誘ってきたけど。

○鈴木委員 俺らは知らないよ、となった時に流れが悪くなっちゃうのでそれは必要だよね。

○柳澤委員長 どこかのタイミングで資料一式を提示して説明をするつもりでいます。

○鈴木委員 議長が議運に諮るのを嫌だと言ったら諮れない。

○柳澤委員長 議長に説明のタイミングは後程やりましょう。ちょっと待って。

○下村副委員長 確認してほしいです。

○鈴木委員 俺はいいよ。まだあるけど取りあえずいいよ。

○柳澤委員長 終わり？はい下村委員。

○下村副委員長 鈴木委員から話があった通り、議長から私と委員長と井上副委員長時代に注意を受けたんですよ。

○鈴木委員 注意？

○下村副委員長 鈴木委員がおっしゃった話と同じです。議長が議運にかけるんですよね。願いますよね。それから全員協議会という流れからいくと、委員会だけで出来るものではなくて早めに諮ってほしい。そのタイミングという問題は条例が出来上がってからやるのがいいのか、その辺も問題になってくるのかな。もう一つは執行部の所管の問題というものも、予め執行部の方で当然協議してもらわなくてはいけないのというふうに思うんです。早めに議長へこのことを今我々がこういうふうに行っているけど、我々の委員会だけでいいんですか、やっていますが実は流れが変わってきました、という説明を早くしていただきたいというふうに私は考えています。鈴木委員がおっしゃっていたような先のことを考えていくと、私個人の考えですが議員提案型の条例提出というふうにする。という委員長の話、だったらもっと早く議員の意識を高めるために早めに周知していったらいかかなという問題。執行部の方は所管の問題があつて私の所ではないとなつて困るのかな、条例の問題である面で私達が作つても、市の方の皆さんの執行部でもお考えになるのがあるのかな、というようなことで条例の審査会そこで通過させることが、8月いっぱいぐらいにしないと9月に出せない、という委員長のお話なんだけれども、本来はこういう文書が出ていて前もって出さないと動いてくれない。そういうこともあるので議員には早めに周知してもらつて機会を考えてもらうのと、所管の部長さんときちんと打ち合わせをしてもらつていただきたい。所管は変化したというのが事実ですから、流れが変わつてきて上位法が出てきているし喫煙防止ではなくて変化していったので、その辺も含めて考えていただきたい。タイミングを委員長は後からと言っているけど、議運にかけた時に全て出来上がっているのなら、全協で諮りますとされてそのままになったら、数で負けると議会は審議できない。

○柳澤委員長 その日程の話、議会の周知は私の方で早急にやります。ひとつ誤解があるようですが、8月中に9月の全協に諮るために法令審査員の意見を聞く、ということは100%これで決定です、というものではない。まず我々の委員会で始まつた話であつて委員会としてはこの程度でいいだろうというものをそこまで叩いておいて、その上で全協に諮るという話をもつていこう。前段ではその根まわしが必要になってきます。もう一つはたまたま運よく我が委員会には全会派がいる。一方では委員の皆様が会派に行つてそういう話題も提供してもらいたい。今の根まわし日程的な話これは私の方で責任を持ってやっていきます。それ以外の部分で意見があればどうぞ。例えばこれは健康が抜けている、受動喫煙という言葉入れた方がいい、入れない方がいいとか、1回目は受動喫煙という話、2回目は健康被害をどういうふうに取り扱っていく、それによつては受動喫煙という表現もどのように変わっていく話があつた。これは色々試行錯誤しているのですが、あくまでも私案で私個人の考えだとして下さい。委員会の皆さんの意見を総合的に集約したものではない、という前提なのでたたき台がないと話が進んでいかない。これはあくまでも私案であつて皆さんはどう思いますか。というのが今日のテーマであつて内容について意見をちょうだいいたします。

○川村保健福祉部長 条例化するにあたりまして事前に所管課の方と十分な協議が必要

になるのかと思います。予算がからむ場合あるいは順序の問題、大きく増えるような規定になっている場合とか、そういうのも含めてどうするのか、ということで十分な協議をしていただいた方がいい。

○柳澤委員長 所管は皆さまの方の話ですね。建設と保健福祉と市民生活とこれだけでは間に合わない。まだ他にあるかい。

○下村副委員長 お金がかかる。

○柳澤委員長 お金の話，設備を作るのにそれほどこに相談すればいい。

○川村保健福祉部長 それは所管の方から・・・

○小松澤市民生活部長 第1回，第2回と先ほど委員長がおっしゃったように，受動喫煙，健康被害，いわゆる体の健康問題の議論でスタートした。

○柳澤委員長 最初は。

○小松澤市民生活部長 我々もオブザーバーという形で呼ばれて，勉強会ですから意見を動かしながら，それが今回突然迷惑防止，何の迷惑かが分からないですけれど，先ほど委員長がおっしゃった喫煙者が吸える環境を作りたい。喫煙権があるのだから嫌煙権もありそういう話もある。条文の今までの話が健康被害ではなくて，吸える人が吸える環境を作ってもらいたい，というのが今回の条例の趣旨であれば条例という形ではなくて，吸える施設を作るというのが正しかったと思うんですけれど，そういうものが一般化されて条例・・・

○柳澤委員長 条例までは必要ないか。

○小松澤市民生活部長 必要ないんじゃないかと思うんですね。受動喫煙防止とかそういう問題であれば条例がいいと思うんですけれど，嫌煙権の反対に喫煙権もあるという前提で喫煙者の保護をしたいということであればいいんじゃないかと思います。

○柳澤委員長 それは表には出したくはない話なんだけれども，あくまでも勉強会で話であって。

○小松澤市民生活部長 私が言いたいのは目的に何を定めるのか，今までの健康から離れてしまって突然今回第3回目で，今まで2回目がステップとしてのターゲットが明らかに違ってどうなのかな。条例ありきでやらなくてもいいんじゃないかな，と個人的に思うんですけれど。

○柳澤委員長 指定区域，吸える区域を作り，規制する区域を作り，その中では喫煙場所以外では吸ってはだめです。というものを呈する時，条例がないと市としては規制出来ないというふうに思うんですけれども。マナーだけの話じゃなくて。

○小松澤市民生活部長 喫煙者のマナーの話じゃないかと思います。

○柳澤委員長 マナーの話ではないです。駅の西口で例に考えれば駅を背にして大和町1丁目の話です。この一角は規制区域にしましょう。この中では歩きながらたばこを吸ってはいけません。灰皿のある所，または喫煙設備のある所で吸って下さい。それ以外はだめです。というルールを作るとすれば申し合わせ事項だけではすまないかなと思うんです。

○小松澤市民生活部長 吸ってはいけない区域を指定する理由が嫌煙権の話なのかな？

それとも迷惑行為はどういうものなのか、定義はつけるでしょうけれども。

○柳澤委員長 喫煙権という話は全面に出せないというふうに思う。第3者の迷惑防止というのはたばこの煙が絶対嫌いだという人がいる。話の始まりは西口が工事中に階段の下に灰皿が4つあり常時複数人が吸っている。階段を上がっていくと煙が臭いというのが大きな1つの理由だった。もう1つは医師会から4年越しに言われている話で土浦でもたばこを吸わないようにしてほしい。そういう条例を・・・

○小松澤市民生活部長 健康被害が起きてからですね。

○柳澤委員長 医師会からは健康被害。駅の階段を上がりきって煙い、臭いが嫌だという話。大きく2つの部分で始まった話だけれども、この条例の中に健康被害を入れなければだめで当然入れていくだろうし、皆さんにそういう意見を是非ちょうだいしたい。喫煙者だけのマナーの問題ではないだろうと規制をかけるわけですから、エリアがどんどん広がっていけば駐車場のあの場所はどうするとか。

○小松澤市民生活部長 この条文を見ていきますと市内全域にわたって規制がかかる部分もあります。

○柳澤委員長 その規制区域というのは第6条・・・ちょっと待って。

○下村副委員長 かみ合っていないと思うんですよ。

○柳澤委員長 ちょっと待って。禁止区域の指定ということが第6条に謳ってあって、ここで条例の基本的な部分で一致すればどこで規制するのか、というのが次のステップに入っていくんです。

○小松澤市民生活部長 喫煙者の責務 第4条第3項にありますけれど、指定された場所以外においても歩行中の喫煙（自転車での移動中も含む）と努力目標でもありますけれども、対象にするということなんだと思うんです。

○柳澤委員長 近所でたばこは歩きながら吸ったり、自転車に乗って吸わないでほしい、その程度の話。

○小松澤市民生活部長 第2条の不特定多数が利用する施設周辺でという話があるんですけども。

○柳澤委員長 あくまでも今言った規制区域、これをもとにして規制区域はどこだと、誰もいない所では迷惑はかからないと思う。例えば田舎の無人駅とか。人がいる歩行者がいるそういう所を想定している。それが不特定多数。これは指定された道路とか駅前広場とかがあって、及び不特定多数が利用する施設、というのは駅周辺じゃなくてその他にも規制する区域があれば規制していこう。そういうつもりでこの表現を入れた。

○小松澤市民生活部長 健康被害はこれに入れてくるということですか。

○柳澤委員長 今日はこの条文は目を通してもらったから、健康被害はここに入れなくてはだめだ。という意見があればみんなで協議しながら追加をしていくし、この条文は必要なかろうということであれば協議をして削除していく。そういう勉強会をしようと思って集まってもらった。あくまでもたたき台であるのでアレンジをしてもらって、何も書いていない真っ白な紙を持ってきて条例をどうするといっても話は進まない。そういう意味です。これで決定でも何でもない。方向性でも何でもない。その上で皆さんど

うですか、そういう話を皆でしたい。

○小松澤市民生活部長 先ほどの所管課の話が影響してくるんですが、内容によっては施設、喫煙所を作るというのであれば喫煙所を作るセクションでしょうし、健康被害であれば健康被害のセクション、そういったことで振り分けになってくる。所管課の話も保健福祉部でも出ましたけれども、まずはそのラインを決めて何が必要なのか、その出だしが健康被害から出てくるのでそれが迷惑に発展したというのであれば、基本はそこなんだろうと何が迷惑だというのは決めていない。

○柳澤委員長 現在非常に流動的なんです。今後所管も増えるか減るか分からないけれども、このメンバーで最後までという話の可能性もあるし、所管云々という議論はこの内容をある程度詰めていかないとおおむね条文はこれでいいだろう、というふうになった時に初めて所管はどうだ、またその過程でもう1つこの部門にきてもらわないとだめだ。というふうになる可能性もあるだろうし、まずは条文の内容をどうするのかという所をもう少し詰めていかないとならない。その後に付随しながら出るか並行して出るか。はいどうぞ。

○下村副委員長 市民生活部長の話も自分達の部署の横断が発生するという問題は、私達が分からない所があるわけですね。条文もそうだけあくまでたたき台で出たのであれば、最初に健康被害から出たという突然変わったという話があったけども、目的さえしっかりとすれば所管じゃないけれども市民生活部と福祉と建設の方で、こういう条文が後はどこに行くのか分からないたたき台だとすれば、簡単な条文をお考えいただいて出してもらうのはいかがですか。

○柳澤委員長 執行部から？参考意見として・・・ちょっとその前に小松澤部長から目的が当初崩れているんだ。確かに入り口と3回目の今ではずれているような感じもしないでもない。解釈の仕方では第1条の中に屋外での喫煙による第三者への迷惑防止・危険防止。この迷惑防止の解釈の仕方によっては健康被害というふうにも入っている。色々な捉え方が出来るだろうと勝手に思っているのですが、この中に健康被害、迷惑防止、危険防止についてということをつけ加えるのもまったく問題がないし、それで条文が崩れてしまうことはないはず、何回も言いますがあくまでもたたき台なんです。健康被害はどうするんだという意見が出れば、それについてみんなで話し合っただけで詰めていけばいいんだ。はいどうぞ。

○塚原委員 話がずれちゃうかもしれませんが表題という所が、先ほど小松澤部長から話があったんですけど、私たち委員会として何をやりたかったんだと、路上喫煙から歩きたばこがだめなのか、エリアを決めてやるのか、さっき委員長がおっしゃたように駅の下で吸っている煙が迷惑なのでやめるのか、ここがはっきりしないと条文が繋がっていかないと考えていて、何をやろうとしている(1案)(2案)あって、(1案)はたばこ条例とありますが何のたばこ条例なのかなんですけれど、(2案)で屋外路上喫煙における歩きたばこの禁止なのか、迷惑防止のための禁止なのか、ここを明確にしていかないと執行部も作れないのではないかとそういう感覚がありました。

○柳澤委員長 執行部が作れない。

○塚原委員 今お話のあった案を出してきて下さいと言われても、私たちは何をやってこの案を出してあげればいいのか。

○柳澤委員長 執行部に案を出してくれと私は言っていないし、下村委員の話で、それについても後日こういうふうに作れと書いてくれたら参考になるし非常にありがたい。今口頭で言っていただけでもまとめていきますから、必ずしも文字にしなくても構わない、そのための勉強会で色々な意見を聞きたい。表題などは全て性質を現すだろうけれども、これはこういう方がいいのではないかという話がどんどんあればいいのだけれども、あまり形式にはこだわらなくて構わないですよ。そんなことで進めていきたい。

○下村副委員長 迷惑防止というような文面か条例なのかたばこ条例案なのか、歩行者云々もあるけれども、吸わない人が吸っている所を通過するのは嫌だという話も前にあったと思います。そんなことがあって変化したんですよ。上位法というのが内閣で決定されて2020年のオリンピックには施行されていくわけです。だから我々は外の分だけやりましょうよ、と変わったんですよ。この部分の表題は吸わない人には迷惑だから、そこで吸わないようにエリアを決めましょうという話になって資料が出てきているのです。次に条例をやっていく時に3部署があってもし決まったとしても、こういうのを監視する時にどこの部署が監視するんですかという話も出るし、そこで吸っていると監視員は健康の問題だから福祉の方で出せとか、ごみになるから環境で出してくれとか色々な話になると思うんですよ。そういうのがあるから条例の案は審議しなくてはいけない。委員長が言っているけれども、執行部側の方の体制もきちんと考えなくてはいけない。我々だけ条例の話をしていてもだめなのかなという気がする。

○柳澤委員長 内容が煮詰まっていかないと執行部の方はどこをどういうふうにとはいけませんから、今現在3部門がいればおおむねカバーは出来ているはずで、直接提言がない部署でもすぐに横の連絡で話は通じるはずで、それ以前に内容はどうするとそっちを詰めていかないとその後の話に中々入っていけない。

○下村副委員長 ここだけ文教の話で所管を別に持っていらっしゃるのだから、こっただけで話をしているのかな。

○柳澤委員長 ちょっと待って下さい。はいどうぞ。

○小松澤市民生活部長 先ほど下村委員さんから出ましたが、ごみについては条例がありまして、捨ててはいけない条例があります。

○柳澤委員長 環境美化条例。

○小松澤市民生活部長 ごみ問題についてはすでに出来ている。今回迷惑というのは健康を害するから迷惑行為なのであって、あるいは子供の目線でたばこがあると迷惑危険防止なのか、ターゲットがそういう所にあるんだろうと思うんですよ。ごみ問題ではなくて何を目的のために作るかという条例を根本的な所をまずは抑えないと、その後どういうことを規制していくのか議論にならないと思います。第1回目、第2回目と変わっているものですからその所を精査しないと進めないと思います。

○柳澤委員長 確かにね、はいどうぞ。

○井上委員 元々受動喫煙防止の陳情から始まったことで、土浦市の条例にしてやって

いこうと、あまりたばこのことをやっている所がなくて行政視察もして、まず小松澤部長が言っているどんな迷惑なんだといったら、たばこの問題といったら煙と臭いとポイ捨てなんです。そうしますと環境、健康、駅周辺といったら公園街路課、もちろん3部が全部係っていくことですし、その中でこの条例を磨いていこうという勉強会でしょ。題目はとにかくとして、さっきから聞いているんですけど一向に進んでいかない。やるという前提で1条から各部署の意見を聞いて、我々も協議してどんどん作っていった方がいいんじゃないですか。たたきあげのたたきあげでこのままじゃ1時間経っても終わらない。

○柳澤委員長 そういう提言をしているけど話が元に戻ってしまって、話が進まない理由というのは当初は受動喫煙という題目があって、何で3回目になって受動喫煙がなくなってしまうということで、受動喫煙すなわち健康被害ということでしょ。現時点のイメージは受動喫煙すなわち健康被害ということ。それから始まったはずなのになぜ3回目にその言葉が消えてしまったのかということ。

○小松澤市民生活部長 その言葉の問題というよりも迷惑防止というふうに入れ替わってしまったのかもしれないけれど、迷惑防止というのはどういう迷惑行為なのか、先ほど言ったようにごみを散らかすのか、煙を吸って健康被害になるのが迷惑なのか、あるいは単なる臭いが嫌なのか、何を規制する、何を条例に盛りこむのかがないと1条先の2条、3条にはいかないと思います。1条に目的というのが書いてありますけれども、ここは何をやるのかもう少し文章はこれでいいとしても、皆さんで共有して何をターゲットにしてやっていくんだというのがまだグラグラしている感じがします。

○柳澤委員長 確かにそういう部分がある。

○井上委員 その部分はたばこを吸う人、吸わない人の意見が反映されるような条文になった方がいいことでしょ。吸わない人が迷惑とはどうなのか、吸っている人は迷惑をかけているのが分からないから、明確に分からせるための条例でしょ。

○柳澤委員長 彼が言っているのは今作ろうとしている条例の第1番目の趣旨がよく見えない、ということだね。それは執行部よりも我々の仕事だね。我々の中で今まで何回か協議してそれなりに皆さん思いはあるはずなんだけれども、その部分についてもう一回皆さんと話しましょうか。塚原委員どうぞ。

○塚原委員 私は吸う人吸わない人じゃなくて、吸わない人のための条例じゃなければいけない。吸う人は環境を考えて吸うだけであって、受動喫煙は結果的に影響を受けている人が影響を受けないようにするための条例だと思うので、そっちをやるなら最初から受動喫煙ではあまりにも大きすぎて、それだったら大きくせずに身近な所から規制していった方がいいと思う。この条例に関しては吸わない人側が影響を受けないための条例をどうやって作っていくかという部分が私はいいと思う。

○柳澤委員長 吸わない人の立場で。

○塚原委員 そうです。

○柳澤委員長 荒井委員はどうですか。

○荒井委員 今言われたように目的がしっかりしないと、他の条例を作らなくても間に

合うんじゃないかと思うんです。逆に言うと我々はこんなものを作って下さいと執行部に投げていく、議会の方に投げていく。ここまではいいのかなというふうに思います。条例云々とありますけれど、最後にどうしても間に合わないというのであればあれでしょうけれど、ある程度は間に合うのでいいのかなと思います。

○柳澤委員長 環境美化だけならば、ポイ捨てだけならばいいだろう。条例でごみの問題だけならばいい。

○荒井委員 マナーの問題になるかなということなのでそこを・・・

○柳澤委員長 既存の条例で間に合う。下村委員はどうですか。

○下村副委員長 最初のスタート地点は喫煙防止条例ということだけど、先ほども言いましたけれど上位法が出来てくるから屋外でのことをやりましょう、といって吸う人が無神経にマナー違反であるけれども駅周辺が特にそうなんだけど、市民だけではなくてよそから来た人も吸ってしまう。ここは禁煙ゾーンなんですよということではたばこを吸わない人には迷惑をかけないように、ゾーンを設定してあげるということも大切なことであろうと、いわゆる住宅なんかではそうやっていますからそれはそれで必要であろうと思います。ただ私はこれに付け加えればこの条例をここでもむのか、議長に預けてこういうことをやっているけど議運から戻ってきて、そちらの委員会で始めたことでこちらの方でやってくれ、と言われれば執行部もしっかりと我々はこちらから言ったことをある程度対応する。今対応しきれないのは総務市民委員会だとか産業建設委員会とか文教厚生委員会と分かれた所にいるので、しっかりと対応は出来ないのかというふうに私は認識しております。

○柳澤委員長 福田委員。

○福田委員 鈴木委員とも話したんですけど、この条例案ですと文教の範疇を超えているのではないかと。1条1条、保健福祉部長が言われるように1言1句吟味して完璧なものにして条例案を作って法令審査会に上げないと難しいと思うんです。全ての手続き上の問題として、これでいくのであれば先ほど文教厚生委員会の範疇を超えていると言いましたが、条例を作るにあたっては1条1条、吟味に吟味を重ねて、1言1句ともなおさらに出来ないものですからそこまで吟味していかないと難しいんじゃないかと思いません。

○柳澤委員長 鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 福田委員と同じ意見なんですけど、委員長の私案として出てきたわけですよ。原案だから福田委員が言ったように、全部で9条としたら3条ぐらいずつに分けて3回ぐらい条文の検討をやるしかないと思う。逐条解説も含めて。3条を審議するのほぼ一日かけて、今回の路上（屋外）は一体何？というのものもあるし、迷惑防止は何のための迷惑防止なのか疑問がたくさんあって、その1条1条をやるのにも文教厚生委員会の枠を超えてしまっているんです、原案自体が。総務市民にいく案件なのか、産業建設にいくのかどこも困るような条例になっている。今日第3回目を終わった時点でこの条例を作る必要があるというのは文教厚生委員が全員認識している。条例を作るにあたっては1つの委員会の枠を超えているので、1回議長にその旨を報告して、議長から

議運、全協を開いて全員で協議した上でまた文教に戻ってくるのか、特別委員会を作るのかという議論を経てから条文に入っていないと、集まる度に議論の繰り返しになってしまうと思うので、是非この会議が終わったら速やかに正副委員長で正副議長に対して説明と申し込みをして、7月なら7月に全協を招集していただいて協議をした形で、議論を持っていかないとせつかくいい条例を作ったとしても、本会議で否決されたら元も子もないのでその辺の手順を先に踏むべきだと思います。原案に対しての意見はたくさんあるんですけど、今ここで言ってもそこを経てからでないという意味がない。是非それをお願いしたいと思います。

○柳澤委員長 原案に対する意見は後で聞きましょう。井上委員。

○井上委員 進め方としてはその進め方でやればいいのかと思う。こういった条例というのは根本的に市民の代表たる議員が市民のために条例を作りたい、という内容を執行部にやって執行部の方で詳しくそういった条例を作るためには、そういった情報を基に具体的に作成した方がいいと思う。条例なんかは我々議員が詳しく書いても一言一句分からないわけだから、執行部の方にこういうようなやり方でやればいいのかというアドバイスを受けながら、詳しい専門的なことは市民の代表だから分からないわけだから、こういうのを通すにはこうした方がいいとか意見を聞きながら条例を作るものじゃないかと思う。

○柳澤委員長 ひと通り話を聞いたけど手続きの問題が多い。もちろん手続きは大事なんだけど、今日の会議が進まない原因となった塚原委員の意見で、吸わない人を主眼においた条例がいいという意見で、吸わない人の健康被害も含めたそういう立場での条例を作るべきなんだろうという話。まさに第1回目はそこから始まったけれども、荒井委員はごみの問題だからあえて条例化する必要はないのではないか、健康被害を謳わないのであれば、ということですよ、荒井委員。下村委員は屋外での受動喫煙という趣旨がないと難しいという話。福田委員は同じようでもこの原案では文教厚生委員会の範疇ではないという話。鈴木委員はこの原案にそって進めていくのであれば、委員会の所管が変わる可能性があるかもしれないので、議長に相談し全協に諮ってみようという意見。井上委員も条例は市民のために作るのだから執行部からよく話を聞きましょう、という意見。一番基本の部分は中々出てこない。鈴木委員が言いたかった条文の内容をいくつか、代表的なことでもいいです。

○鈴木委員 路上（屋外）という文面、路上というのは大体屋外だと思うんです。そこに屋外と入れたのは自分の敷地内、パチンコ屋の駐車場でたばこを吸っているのを屋外として捉えて規制するのか、そういう所が曖昧だと思う。不特定多数が利用する施設周辺というのも、どこの施設というふうに固有名称をあげて規制しないと、不特定多数が利用する施設というのも定義にしている割には定義が曖昧です。これも検討する必要がある。読んでいくと目的の部分と定義の部分が変わればそれ以下の部分が変わってくるのが条例ですから、審議するとしたら1条から3条ぐらいをしっかりとってからその後に、最初に目的と定義をはっきりした上でそういうのを決めていかないと、1条2条3条ぐらいが気になったんです。

○柳澤委員長 この路上（屋外）とはなんぞや、多分疑問に思われると思っていた。ここでの屋外というのは、微妙な問題があって例えば角のたばこ屋さんには灰皿が置いてある。あの場所は道路ではないか。私有地、個人の土地なんだ。ということがありますね。エリアを指定するとしたら入ってしまう。もう1か所は庁舎の立体駐車場、あそこは屋内なのか屋外なのか、少なくとも路上ではない。人間が通行する所だから路上としての扱いなのか、それとも屋内なのか屋外なのか微妙なんだ。どういう理屈なのか検討もつかない。あえてこういう表現にしてみたということだ。それから塚原委員からもあったように吸わない人のための条例、下村委員からもあった受動喫煙だろうと、吸わない人の迷惑防止と言いながらその割には健康被害も入ってくるので、その辺も謳った方がいいだろう、そういうことを言いたかったわけだ。それは大いにこの中に入れていい話。第1条に第三者への健康被害防止とかうまい表現で、ということだと思えます。第2条の不特定多数が利用する問題は具体的にはどうなんだ。これは第2条に絡んでくる。私有地でも頻繁に人が出入りする場所がある。それから駅前広場色々な場面が想定出来るのであって、その場所を具体的に説明するのはこの先に出てくるエリア、禁煙指定区域の指定ということになってくるんだろうということであえてこういう表現をした。同じ指定区域であっても決まった人しか、家族しか行かない私有地だろうけれども、そういう場所ではないのだ、色々な人が自由に出入りする場所そういう意味合いでこれは入れてみた。ですから今の話、半歩ぐらい前に進めそうな気がする。そういうことなんです、鈴木君何か他にもう1つぐらい言いたそうな雰囲気だった。

○鈴木委員 そこをはっきりさせないと不特定多数が利用する施設周辺といったら、駅周辺はほとんどその場所になる。それをどういうふうに定義づけるか、言葉の表現でどうか分からないけれども。

○柳澤委員長 それは第6条につながっていく話であって禁止区域の指定等は決めていきましょう。ということなんだろうと思っていた。

○荒井委員 鈴木さんが言った進め方として、委員長が私案を作って一生懸命勉強会をやって、議会としてだめですと言われると話も終わってしまうので、こういう私案を作っているんだけど議長と全協の方にこれでどうですかと、返事をもらった方がいいんじゃないですか。

○柳澤委員長 何回か言っているように議長には全協以前に9月定例会以前に話をし、ここに副議長がいるのでそういう話をもっていく。その上で今後の進め方は調整していく。それは置いておいてその話になると内容について全然協議、検討出来ないの、冒頭で言ったように責任を持ってやっていきます。内容については健康被害が全然ないだろう、そういう意見をどんどん入れてもらって直していけばいい。その結果、福田委員が言ったように文教の範疇を超えていけば、それはそれで考えようがあるしそれについてどうなんだという話をしてもらいたい。1回目を受動喫煙健康被害だったからやっぱり必要なんだという意見がくればそれを入れていこうという話もあっていいし、それにしたがって表題はこれではまずいといえれば表題も変えていくし、ということなんだけどここまで1時間以上かかった。

○下村副委員長 荒井委員がおっしゃっているように速やかに手続きを踏むというか、これをやっても違う所の手に入ったって、我々がまたそこにいくのであればいいけどいけなかったらしょうがないでしょ。

○柳澤委員長 今言ったように早急に進めていくからこれについて内容はどうなんだ。そういう意見がないと全然条文が生きてこない。

○荒井委員 逆に生きてこない所じゃなくて議長と話してどうなるか分かりませんが、それはいいよと言われたら何にもなくなっちゃう。

○柳澤委員長 議長が作らなくていいよと。

○荒井委員 やっぱりこれはかけられない全協にも無理だな、と言われたらその先に進まない。これはみんなで協議しようとなれば我々も熱が入っていくのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○柳澤委員長 可能性としてはなくもないけれどどうだろう。

○荒井委員 委員長が私案です、と持っていけばそれでいいわけですから。

○柳澤委員長 もちろんそういう形で持っていくんだけど、私案としても文教厚生委員会に諮らないで持っていけない。

○荒井委員 今までの経過を話せばいいんじゃないですか。

○柳澤委員長 経過はあるけれども初めてこういう文字として形にした。これについてまったく委員会でもまないで、議長この私案を見てくれ、進め方はどうだ、そういう話でもないでしょ。

○下村副委員長 注意を受けた時は一人歩きをしている。委員会関係なしに議員も関係なしで一人歩きをしている、という言い方をされた。

○柳澤委員長 そうじゃない、あれは議会報告会でもう話が進んでいっているような議会全体が認めたようなそういう表現だから、あれは話がそこまでいっていないんだ、という下からの意見があった。単純にそれだけの話があってそれは表現の違い、受け止め方の違いであってそういうものではない。手続きの話はおいておこう。

○下村副委員長 副議長がここにいらっしゃるけれども委員会の問題ですから、まずは正式にこういうことをやっているのを知らしめることが先だろうと思う。その次に議運、全員協議会で諮って、こういう問題を抱えている文教厚生委員会はこのことを審議してきたけれども、みんなでやらなくてはいけないというふうになるべきだと、それが理想であって次に委員会はどこにするのかみんなで考えることであって、我々の体制もしっかりすれば執行部側もやらざるを得ない。やってもらわなくてはいけない。バラバラのような気がする。手続きを踏まずにペケになる可能性はある。議会に出したって分からない。その前の段階で終わる可能性もある。これは注意をしてきたということ・・・

○柳澤委員長 はいどうぞ。

○井上委員 今の下村委員の話は正論でもっともなので、この勉強会后速やかに処理をして進めていくにしろやった方がいいと思います。今せつかくこの時間に集まっているのだから出来る限りのことはやりましょう、ということでもいいんじゃないですか。終わったら速やかに正副委員長で協議してもらって、いつにしますと議長に話すなりそんな

ことでどうでしょうか。委員長この場合はアドバイスを、せっかく集まっているのにもつたいたない。

○柳澤委員長 そんなに時間もないあと40分ぐらい、2時間ぐらいと想定している。

○塚原委員 井上君おっしゃる通りで、私が思うに何をやらなくてはいけない表題があつて初めて目的と定義が出来る。部長が先ほどおっしゃったように迷惑防止が何の迷惑防止なのか、明確にするだけでも次がつながっていくのではないかと思うんです。他の内容をやっていても、もしかしたらとはじかれることがあると思う。文教厚生としては何をやりたいという表題を決めておけば、そのあとはつながるんじゃないかと思うんです。何をやるかというのが見えてこない所で色々話をして最初の所へいっちゃうと思うんです。表題って重要で目的と定義が決まっちゃうとずるずるといっちゃうような気がするんです。目的が何だか分かっていないから行きづまっちゃう部分があつて、下村さんと荒井さんの話とはずれちゃったんですけど。

○下村副委員長 条例の第1案で目的の話になったら、条例に戻すと参考の条例があつて1案で土浦市たばこ条例とあつて、2案で路上（屋外）というのは別として、路上における喫煙による迷惑防止のための分煙化条例で何か問題がありそうですか。表現が分煙なのかあるいはここら辺を変えるのか程度であれなんだけど、迷惑がかかることは喫煙によって迷惑がかかるのか、問題が明確になっていない？喫煙でも迷惑がかかるんだよ、と言っているんだよ。

○柳澤委員長 分煙化条例この分煙化を。

○下村副委員長 ちょっと私はそんなふうに思った。

○柳澤委員長 分煙化するということは吸わない人に迷惑をかけないために分煙化という解釈だね。

○下村副委員長 健康迷惑条例というか・・・

○柳澤委員長 迷惑防止の迷惑の内容は何だということでしょ。

○下村副委員長 はい。

○柳澤委員長 そういうふうにいっているんだよね。

○下村副委員長 はい。

○柳澤委員長 具体的にどういう迷惑なんだ。

○下村副委員長 はい。

○塚原委員 煙害なのか。煙の・・・

○柳澤委員長 望まない受動喫煙と最近うまい表現があるけどそういうことだよ。

○塚原委員 そうです、はい。

○柳澤委員長 もちろんそういうのも入ってくる。健康被害が果たしてあるのかないのか分からないから置いておいても、駅前で喫煙場所を作つてあそこの煙は上に上がって横に流れてこない。それよりもバスの排気ガスの方がよっぽど健康被害だろう、という話をよく聞く。たばこを吸う人から、たばこの受動喫煙を言うならバスの排気ガスを何とかしろ。駅前の排気ガスを何とかしろ。売り言葉に買い言葉のような話なんだけれども、そういうふうと言われてみれば確かにそうだ、というふうに思えちゃう。どうです

かその辺執行部の皆さん。ここから半歩離れてもいいから、そういうふうに複数から言われている。たばこも大事だけどバス、車の排気ガスはどうするんだ。いっそのこと駅前には車を入れないようにするしかないと乱暴な話もあるけど、そういう話も当然入ってくるわけだ。今回は排気ガスの問題じゃないから、あくまでもたばこを吸わなければ排気ガスだけで済むものを、それに上乗せしてたばこの煙まできちゃうわけよ。どうでしょ健康被害は謳っていった方が文教厚生委員会の範疇なので入れていくべきだ、という意見だ。私は健康被害はそんなに大げさに考えないスタンスなんだけれども、健康被害を表題に謳っていかなければ文教厚生委員会で話を進めていくなら入れよう。どうですか皆さん。

○鈴木委員 二択だと思うんです。この原案ではうちの委員会ではないから、健康なら健康で文教厚生の中の条例制定にするのなら、何回も文教厚生委員会を開いて審議しても構わないと思うけど、この原案でいく限りではうちの委員会の範疇を超えているので、例えば私が他の委員会だったとする、自分の所管のことを他の委員会でやられたらものすごく抗議すると思う。これはうちの委員会でやるべきではない。この条例は3回開いて原案として出てきたなら、議長に報告してさっきの手順で全員で諮っていくしかない。そこが決まらない以上中身を審議してもしょうがない。

○柳澤委員長 議長に報告する。それにしてもたたき台が必要だ。原案のまま持っていくのか協議して健康被害も大事でこの中に取り込むべきだ、という意見があれば口頭でそれなりに説明をするけれども、その辺の条例の主目的の意思統一をしたい。

○井上委員 この条例案たたき台の時は受動喫煙を防止するための分煙条例ぐらいだったんです。我々が長野へ行ったり事務局から色々な資料をもらおうと、良いエッセンスを固まりにしちゃうから所管が分かれてきちゃう経緯がある。だったら市民生活部の部分だと思ふ。灰皿を置いているだけでは物足りない。せつかく作るなら市の良い所を取り込んだらこういうような状態になったのが委員長の経緯であって、そこはまた皆で考えるとして文教でいくなら受動喫煙を防止するために、何かしよう以外にないんじゃないですか。

○柳澤委員長 その辺になるかな。健康被害というのは絶対不可欠。

○下村副委員長 一番最初に路上における受動喫煙を防止するための条例と書いて中身をこうだったらどうなるんですか。

○柳澤委員長 受動喫煙を路上における・・・

○下村副委員長 タイトルだけは路上における受動喫煙を防止するための条例と書いて、中身は目的、定義だとかだったらどうなのか。

○柳澤委員長 表題を変えても路上における受動喫煙による迷惑防止のための分煙化条例と書いて、喫煙の前に受動を入れると健康被害も謳っていることになる。その下の条文は問題ないでしょ。

○下村副委員長 かもしれない、分からないけど。

○柳澤委員長 これは表題を変えてもそんなに問題がないような気がする。

○下村副委員長 その辺が妥協点かな。

○柳澤委員長 表題の分煙化条例私としては一番のポイントだと考えている。分煙化条例を何のために作っていくのか、それが受動喫煙であったりポイ捨て防止であったり迷惑防止であったり、色々な意味でそういうことに絡んでくるだろうし、その条例を作って屋外の喫煙場所はどうするのか、それを行政にきちっと作ってもらおうということなんだ。ただ灰皿を1個置いておいて肩身の狭い思いをしてたばこを吸ってもしようがないだろう。自分がたばこを吸うから余計にそう思うのかもしれない。そんな所にもつい いっちゃう。話を戻すと今日の勉強会の中では健康被害を謳っていきこう。基本的に皆さん一致したということでもいいですか。

○鈴木委員 はい。健康被害はいいけど原案そのものは健康被害のものに変わるということ？

○柳澤委員長 その可能性がある。後はいじってあげばいいと思う。

○鈴木委員 一番引っかかっているのは路上喫煙防止指導員の設置。ここに来ている3課のどこが担当する部署になって審議するのか。

○下村副委員長 それは条例ではなくて規則の方。

○柳澤委員長 また後の話になる。

○鈴木委員 2つがいきなりきて疑問に思ったのは、条例が決まっていなのに条例施行規則があるのか。

○柳澤委員長 こういう条例ならばこういう規則が必要だ。

○鈴木委員 これはまったくリンクしていません。

○柳澤委員長 これはリンクしている。

○鈴木委員 内容が全然リンクしていません。

○柳澤委員長 リンクしているはずなんだ。

○鈴木委員 この条例に対してこの規則だったら逐条解説にあたるようなものでしょ。これはかなり話し合わないといけないと思う。路上喫煙防止指導員というのは健康増進課の担当で置くのか、市民生活の担当者という案も出てくるでしょ。

○柳澤委員長 これは後の話でいいと思う。話を戻すと条例案で受動喫煙ということでいくんだらうな、という皆さんの意見だと思う。それでいかなければ文教厚生は手を出さなくてもいいんだらう、という意見でいいわけですね。

○下村副委員長 どうなるかはこういうことを3回勉強会をしてきたし、ここまでやったけれども、議長に報告して、次のステップとして議長に議運なり全協で諮ってもらえませんか、とって議員全員が情報を共有した時点でこういうことであれば、文教か総務とか話が出るであろうと推測するが、ここまで受動喫煙にしないでほしい、迷惑防止で何の迷惑防止なのか知らないけど、分煙化とかたばこか書いてあるからたばこに関しての問題なので、その認識は議員それぞれがしてくれると思う。どの部署どの委員会で担当するのは私たちでも計り知れないものがある。

○柳澤委員長 その話は何回も言っているように置いておいて、基本的な認識のズレがあるので文教厚生で作ろうとしている条例の表題がそぐわない、という意見があってそれについて色々な話を聞いて、スタートが健康被害というのがあった。それは最後まで

もっていくという意見があるので、その部分では共通認識でいいですかということを確認したわけです。鈴木委員いいですか？

○鈴木委員（うん、うんとうなずく）

○柳澤委員長 福田委員どうですか？

○福田委員 はい。

○柳澤委員長 塚原委員はもちろんいい。荒井委員も下村委員も認識はいいでしょ。

○下村副委員長 これは置いておいてと言われても。

○柳澤委員長 今日以降に議会の調整はしていく。その前の段階で原案は作ってこまめで3回目でこんなふうにして、文教としては会議をやったので、議長これはどうする皆に諮ってくれ、そういうふうにしていこうと思っている。今日は最終的な認識の確認。それで確認すればそれにのっとってやっていく。今までは共通した認識が確認出来ていなかった。私の会議の持っていく方が悪かった。やっと少し見えてきた。あえて今の健康被害の問題を織り込んだ条文、案は作らないで置いておいて、議会の方に投げかけてみたいと思います。

○福田委員 過料の問題がある。受動喫煙という範疇の中で過料を課せる権限があるのかどうか。いくつか過料を課している自治体がありますけれども、非常に過料の問題は大きいのではないかな。

○柳澤委員長 つくば市に確認して実際に何件か徴収している。この辺のルールを知っている人はいますか？自治体が一般市民に条例を作って守らないから過料を課した。それは法的に○か×かという問題。

○川村保健福祉部長 過料を課するような条例はあります。

○柳澤委員長 それが法的に問題であるのかないのか。

○川村保健福祉部長 過料であれば行政は特に問題ないです。

○柳澤委員長 行政が決めればそういう権限はある。

○川村保健福祉部長 あります。罰金になりますと警察庁との協議が必要になります。

○福田委員 過料とかは違うの？

○川村保健福祉部長 違います。

○塚原委員 受動喫煙で過料は難しいのかなと思い、ポイ捨てとかエリア内でたばこを吸いました、というのであれば・・・

○柳澤委員長 こちらの表現が足りなかったと思うんだけど、もちろんそういうことなんです。受動喫煙防止のために分煙化条例を作り喫煙場所を作った。それ以外で吸った人に対する話だから、受動喫煙・・・そういうこと。

○塚原委員 これは指導員の人を雇ったり莫大な金額、私は金額がいくらか分かっていないですけど、結構な金額がかかるんじゃないかな。

○柳澤委員長 過料なんかいかっぺよ、ということでもそれは構わない。

○塚原委員 仮に施行期間があってもいい。

○柳澤委員長 大屋根の下で丸いベンチに座ってたばこを吸っている人もいる。市長にあそこは喫煙場所かと聞いたら違いますよと。あちらこちらで吸っている人がいる。

○下村副委員長 法改正で変わるんだよね。この周辺の屋外は吸えなくなる。

○柳澤委員長 これによると第1種施設となっていて、その中に行政機関、敷地内禁煙というのがあるよね。※1で必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる。となっている。特定屋外喫煙場所を設置すれば吸ってもいいですよ、ということらしい。

○下村副委員長 はいそうですね。

○柳澤委員長 それは屋外に設置する問題。今過料の話になったけど、分煙化条例に違反した場合には過料になる。その過料を取ってもいいかいけないか、当然経費も発すると思うしトラブルの元にもなりそうな気がする。条例として定めたから過料を取らなければならないわけではなくて、腕章を巻いた監視員が注意をしてやらなくてはいけない。相当期間数、こういう条例が設置したとして1～2年ぐらいいは吸えませんが、あそこで吸ってくれ、そういう注意は必要だと思う。そういうことのためにも監視員と称する立場の人は必要だと思う。実際にそういうことを指摘する人がいないと、ただの空ジョークになっちゃうわけで、全然効力が発揮できなくても困る。その点についてはそういうことです。日程的にまだ間に合うと思うのでこの後4回目の会議がいつ頃になるのか分からないけれど、早速議長に報告し確認を取ってみます。今日はこれ以上やっても話が進まないのだから執行部の皆さんはちょうどいい休憩時間になったね。1時間半忙しい所、おおむね流れは見えたとと思うので基本的な姿勢これ以上変わりようがない。4回目が変わっちゃったら条例など出来ないから、そういう意味でも3回目の勉強会は成果があったと思っています。他に意見があればどうぞ。ないですか、いいですか。頭の中は来週のことになっている？執行部の方からアドバイスがあれば、話はゼロに戻ってもいいですよ。手続きの話でも何でも参考にします。はいどうぞ。

○小松澤市民生活部長 全体的な話で受動喫煙、迷惑防止いずれにしてもたばこを吸わない、吸わせないとか、吸わない地域を作るのが目的なんでしょうけれども、他の事例で言うと車上の扱いをどうするかなんですけれども。

○柳澤委員長 車の中で。

○小松澤市民生活部長 車の中で循環で吸っている分には外に全然出ないんですけれど。

○柳澤委員長 窓を開けちゃうからか。

○小松澤市民生活部長 窓を開けて吸っている。禁止区域の中で駐車して窓を開けて吸っているのをどうするかというのを問題になっている所があります。

○柳澤委員長 駐車中の車。

○小松澤市民生活部長 先ほど自転車の走行中に吸っているのはだめだということなんですけれど、当然歩行もだめですよ。

○柳澤委員長 もちろん歩行は最悪だよ。歩行、自転車は最悪であって。

○小松澤市民生活部長 つくば市は子どもの目線で歩きながら吸っていると危険である。ある所では立ち止まってマイ灰皿を持って吸っているのはOKだという所もあるんですよ。

○柳澤委員長 そういう所もあります。

○小松澤市民生活部長 先ほどの話に戻りますけれども、何をどういうふうにするのが今回の課題を解決する条例なんだというのが決まらないと、条例の中身が決まっていかない。

○柳澤委員長 それは最終的に決まったはずなんだよね。健康被害を防止するために全面禁煙なんだけれども、特定の場所に喫煙場所を作ってそこで吸ってもらって、要は分煙だよ。たばこ吸いの立場も考えている。

○小松澤市民生活部長 整備すべきことか分からないですけど、駅周辺に煙が漏れないような施設が作れるのかと大きな課題がある。土地がないので、その辺もあるので施設を市が作ると書いてありますけれど、その辺がどうなのか条例が出来ても現実的に出来るのか大きな課題です。

○柴沼建設部長 施設の件になりますと管理者の方になってくるんですけど、目的があって市の責務が決められていてエリアを決める。その中でどういうレベルのものまで求められるのか。こういうものを設置しなければいけない、市民生活部長が言われるように単純に場所の確保も難しい所があるし、施設はどういう規模なのか金額的なものもありますので、そこら辺は今後エリアの指定の際の目的です。どこまでのもので、ただ灰皿を置くだけでいいのか、囲って完全に強制排煙出来る施設を作るのか、そこら辺の中身になってきますので環境整備をしないと条例の運用が出来ないと思うので、環境、整備はどの程度まで追いつくのかそこら辺を今後に方向性が見えた時点で、協議させていただきたいと思っております。

○柳澤委員長 さっきの健康増進法のあれを見ても中々やっかいで、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができる。というふうに謳っているけれどもうひとつ何かあった、もう少しやかましいのがあった煙が漏れないような、部長の話でまず想定するのは駐輪場のあとにパーテーションだけ移設した。結構壁が高い2メートルちょっとあるのかな。

○岡田公園街路課長 2メートル30です。

○柳澤委員長 屋根がないよね、よっぽど強風でもなければ横に流れない。基本的には上に上がる。完全なああいう屋外であれば、そういう装置はなくてもいいのだろうという気がする。出来るだけ屋根は必要だと思っている。問題は完全な屋外じゃなくて引っかかるのは駐車場からこっちへ入る場所、屋外だか屋内だか分からない。あの場所こそきちんとエアコンなどが必要になってくる。

○川村保健福祉部長 駐車場の喫煙スペースは改正健康増進法の構造によりますと、行政機関は敷地内禁煙ですから敷地内であるかどうかという所の判断が。

○柳澤委員長 敷地内か。

○川村保健福祉部長 内かどうかという所だと思います。

○柳澤委員長 そういうチェックも必要だ。

○川村保健福祉部長 はい。敷地内であればもうだめですから。敷地内とは言えないですかね。

○井上委員 敷地外だな。

- 柳澤委員長 その辺は課題だね。
- 小松澤市民生活部長 茨城県の公共施設でたばこを禁煙している施設というのは公表されているんです。旧庁舎はたばこを吸わない庁舎ということで県から認定を受けた。この庁舎は受けられない。
- 柳澤委員長 なんで？
- 小松澤市民生活部長 飲食店が入っていてマンションもあるので、どこでも吸えるのでこの施設は受けられない。
- 井上委員 該当しない。
- 小松澤市民生活部長 該当しない。敷地として一体とみなされている。敷地内という感覚。県の条例でいうと認定を受けられないということは言われています。
- 柳澤委員長 禁煙区域としての認定が受けられないという意味？
- 小松澤市民生活部長 禁煙施設であるという認証が受けられない。
- 柳澤委員長 基本的には喫煙出来る場所だという解釈か。
- 小松澤市民生活部長 喫煙されている場所を含むということです。
- 柳澤委員長 含んでいるから禁煙には出来ない。
- 小松澤市民生活部長 駐車場の所を禁煙にしても指定は受けられない。例えば一成でたばこを吸っている人もいますし、マンションの一室でたばこを吸っている人もいます。
- 柳澤委員長 県の指定を受けられない。
- 小松澤市民生活部長 考え方としては一施設の考えです。
- 下村副委員長 元々第1種の施設になるんじゃないの。
- 柳澤委員長 その辺の区域を決める時には非常にやっかいな話になる。それは例えば条文の中で禁止区域の指定と市長に投げちゃっている。市長は禁止区域を設定することが出来る。だから委員会が作ったって執行部で作ったって構わない。
- 小松澤市民生活部長 指定区域にした時に民地の話があって、民地の扱いをどうするかが一番厄介なんです。
- 柳澤委員長 それは今度話を進めていけば事業者と協議の場を設ける。販売業者、製造業者、それに関係する事業者から話を聞いていく。
- 小松澤市民生活部長 個別の名称を出しますが、大和という蕎麦屋さん4月から喫煙禁止になったんです。
- 柳澤委員長 禁煙になったということ？
- 小松澤市民生活部長 だめだということで、お客さんが注文してから外に出て吸うんです。玄関の所に灰皿が置いてあって敷地内です。
- 柳澤委員長 大和の敷地内か。
- 小松澤市民生活部長 そういう行為も禁止されてしまうのか。かなり反発するのではないか。
- 柳澤委員長 確かに難しいね。
- 小松澤市民生活部長 店内禁煙というのは受動喫煙、健康増進法と関係があるのかもしれない。そういったことで4月から対応している所です。

○柳澤委員長 非常にその辺が悩ましい。どの辺まで含めるのか俺の家だとか、線の引き方によってはそっちは含まないで済む可能性もあるし、その辺はテクニックだろうな。

○下村副委員長 千代田区はだめだね。駅を降りたら構内もだめ。腕章をつけている方が改札付近をウロウロして、地方から行った人はようやくここでたばこが吸えると吸うわけだ。大勢いる所ではなく人が少なくなった所で吸うと注意するんですよ。2,000円過料があるんです。ここで吸ってはいけないのかと聞いて消すけど、2,000円は嫌だと言って駅にかけこむ。私有地でたばこを吸うと、ビルの玄関、ビルの敷地の中で吸う時はそれはやられる。問題は駅前だけを重点にしているんですよ。駅前で灰皿のない所で吸ってポイ捨てになって煙を避けて、吸っている人がいると流れが変わっちゃうんです。それで健康被害もあるんだらうけどもそのために防止したような感じです。煙を嫌う方は当然避けるけど流れが変わってしまう。土浦の駅前を重点にゾーンは決めるけどあまり飲食店の前とか行かないようにしているのかな。あの指導員というかそういう人は駅前絶対だめだ。

○柳澤委員長 今言った蕎麦屋は道路の向こうでしょ。道路のこっち側にしたってウララの下に蕎麦屋が入っている。困っちゃうね。

○小松澤市民生活部長 具体的に分かりませんが大変だと思います。

○柳澤委員長 その辺は悩ましい話がいっぱい出るね。

○下村副委員長 商売にならないという苦情がくるかもしれない。

○小松澤市民生活部長 他の市の提案をしましたけれど条例じゃなくて、スローガンのなものでやっている所があるんです。最初のステップで効果がなければ次のステップで条例といくのかもしれませんが、そういうふうに行っている所もあります。いきなり条例過料ではなくて、まずは何とか宣言じゃないですけどそういう形でマナーを皆で守りましょう、みたいなスローガ的なことをやった上で。

○柳澤委員長 その方が簡単でいい。

○小松澤市民生活部長 簡単というかステップとしてはありなんじゃないかなと思います。土浦市は。

○川村保健福祉部長 前に市民生活部でありましたよね。渋谷区に分煙条例というのがあった。

○小松澤市民生活部長 土浦市はそういう所に視点を置いてやっているんだ。世間にアピールするのもいいんじゃないですか。効果的だと思います。

○下村副委員長 それだったら路上における受動喫煙防止ですと言って、駅の横断幕、のぼり旗だとか、そういったことについて市の方でやってくれるのかな。いつからそういうことをやっていきたいからと言ったら、お金がかかるんだよ。旗を立てるだけだっですごい数だった。

○小松澤市民生活部長 指定された小さい区域、人がいっぱいいる所だけに限定して、重点目標にやりましょうというやり方もあるんじゃないかな。市内全域ではなくて。

○柳澤委員長 条例ではなくてキャンペーンの話、ある程度市民全員に認識してもらわなければならないから、エリアを広げたって問題ないわけであって、条例化する話でな

ければ、必要な場所はいっぱいある。駅周辺もそう公共施設、学校もそう、学校なんかは教員は1割ぐらいだったけれども喫煙率が、週末に学校へ来てバレーをやったり卓球をやったり野球をやったりサッカーをやったり、大人も来るし子どもに付き添ってくる保護者もいるし見ていると結構たばこを吸う人がいるよな。人によって色々あるだろうけれども、携帯灰皿を持ってきている人もいるしポイ捨てしている人もいる。その辺のことも将来的にはもっていかないとか中々うまくいかない。駅前だけではポイ捨てするのもあるし、要はマナーの問題に変えちゃうんだろうけれども、マナーだけでお題を取られても一向に改善されない、もしそういうことであれば当然だろうし、昔に比べたらポイ捨てやる人は減ったね。

○小松澤市民生活部長 駅で吸っている人はいない、昔は線路に捨てていました。

○柳澤委員長 そういう意味でマナーはよくなっている。

○井上委員 昔捨てたのは拾ったのかね？相当溜まっているはずだよな。今はきれいだなもんね。

○小松澤市民生活部長 大人だけに許された行為です。飲酒と喫煙は。

○井上委員 電車の中で吸っていた。

○小松澤市民生活部長 大人は大人の気持ちでルールを守ればいいでしょうから。

○柳澤委員長 いずれにしてもこれから進めていくことは厄介で調整がいっぱいで、具体的な話になると中々大変だろうけれども、その辺は執行部の皆さんとエリアを決めるのは、市長が決めるという案で条文は作ってある。市長は指定することが出来る。

○小松澤市民生活部長 それをターゲットにしたんだと思う。その辺をある程度認識した上で条文を作らないとモヤモヤとした条文になっちゃっている。その辺は市長が決めるんでしょ言うけれども。

○柳澤委員長 基本的に委員会の中で協議をしてこうだというものを作っていくんだけど。

○小松澤市民生活部長 それがないと進まないのかと思います。

○柳澤委員長 2時間が過ぎましたので貴重なご意見ありがとうございました。

○宮崎事務局係長 1つだけ訂正させてください。冒頭のスケジュールで素案のチェックを法令審査員の皆さんにという話だったんですけど、総務課の文書係でチェックしていただくということになります。

○柳澤委員長 はい。それでは、お疲れ様でした。近々執行部の皆さんのご意見を拝聴したいと考えますので、是非よろしくお願ひします。お疲れ様でした。